

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（外国株券等口座管理機関が外国株券等加入者の口座を開設するときに当該外国株券等加入者との間で締結する契約）</p> <p>第 31 条（略）</p> <p>2 前項の契約は、この規則、細則その他機構が定めるところにより預託外国株券等を取り扱うことのほか、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該外国株券等加入者の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）<u>第 16 条第 3 項</u>に規定する個人データであって当該外国株券等加入者の住所、氏名、所有する外国株券等の数その他当該各号に掲げる場合に依りて必要な範囲のものをいう。）が提供されることがあることについての当該外国株券等加入者からの同意を含むものでなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（特定個人情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第 81 条の 3 外国株券等機構加入者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条<u>第 12 号</u>に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p>	<p>（外国株券等口座管理機関が外国株券等加入者の口座を開設するときに当該外国株券等加入者との間で締結する契約）</p> <p>第 31 条（略）</p> <p>2 前項の契約は、この規則、細則その他機構が定めるところにより預託外国株券等を取り扱うことのほか、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該外国株券等加入者の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）<u>第 2 条第 4 項</u>に規定する個人データであって当該外国株券等加入者の住所、氏名、所有する外国株券等の数その他当該各号に掲げる場合に依りて必要な範囲のものをいう。）が提供されることがあることについての当該外国株券等加入者からの同意を含むものでなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（特定個人情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第 81 条の 3 外国株券等機構加入者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条<u>第 11 号</u>に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p>

新	旧
2 (略)	2 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

以 上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務）</p> <p>第 39 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 外国株券等機構加入者は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 337 条第 5 項、同令第 338 条第 4 項及び第 5 項、同令第 339 条第 6 項及び第 9 項並びに租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 4 項に規定する帳簿等を作成し、保管するものとする。</p> <p>（特定個人情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第 44 条 規則第 81 条の 3 第 2 項の確認は、機構が外国株券等機構加入者に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 24 条第 2 号に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。</p>	<p>（株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務）</p> <p>第 39 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 外国株券等機構加入者は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 337 条第 3 項、同令第 338 条第 4 項及び第 5 項、同令第 339 条第 6 項及び第 9 項並びに租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 4 項に規定する帳簿等を作成し、保管するものとする。</p> <p>（特定個人情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第 44 条 規則第 81 条の 3 第 2 項の確認は、機構が外国株券等機構加入者に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 25 条第 2 号に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

以 上